

福山市総合体育館ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の趣旨

福山市では、企業等の地域貢献の促進と新たな財源を確保するとともに、福山市総合体育館に市民に親しまれる呼称を命名するため、ネーミングライツパートナーを募集します。

2 対象施設の概要

(1) 対象

福山市総合体育館

(2) 所在地

福山市千代田町一丁目1番2号

(3) 施設の概要

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（屋根：木・鉄骨造）2階建
延べ面積	16,617.83平方メートル
施設内容	メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、トレーニングルーム、スタジオ、多目的室、大会本部室、会議室ほか
利用見込	年間250,000人
収容人数	メインアリーナ最大5,000人

3 募集要件

(1) 応募資格

ア 法人であること。

イ 福山市広告掲載基準第2条第1項に規定する業種及び事業者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。

オ 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

カ この募集の日から決定の日までのいずれの日においても、市から指名除外又は指名保留の措置の期間中でない者であること。

キ 本市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) ネーミングライツ使用期間

供用開始日（2020年（平成32年）3月予定）から5年以上10年以下とし、終了月日は3月31日とします。

※ネーミングライツパートナーとなった場合は、契約満了時に優先的に再契約の交渉をすることができます。

(3) ネーミングライツ料

市の希望価格は1年につき300万円以上（消費税及び地方消費税は含みません。）とし、応募者が提案した金額とします。

希望価格を下回る申込みは失格となります。

ネーミングライツ料は、4月1日から翌年3月31日までの期間で年額を計算します。

契約初年度の期間が1年に満たない場合、年額を日割計算した額とします。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

(4) 呼称の条件

選定された場合に対象施設に使用する呼称を提案してください。

ア 条例に規定する施設の名称は変更しません。施設の呼称として、企業名、商品（ブランド）名等を付けることができます。

イ 呼称は、隣接する公園の呼称にも冠するものとします。

（例）○○○アリーナ福山公園

※隣接する公園の概要

面積 約2ha

施設内容 芝生広場、大型遊具、トイレほか

利用見込 年間340,000人

ウ 総合体育館にふさわしく、市民に親しみやすいものとします。

エ 総合体育館をイメージできる字句と「福山（漢字、ひらがな等表記は問いません。）」の字句を使用してください。

（例）○○○アリーナ福山

オ 福山市広告掲載基準に違反しないものとします。

カ ネーミングライツパートナーが呼称及びロゴマークに関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、ネーミングライツパートナーは、市がこれを無償で使用することを認めるものとします。

キ 利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツ使用期間中の呼称変更は原則としてできません。

ク 国等の公式的な事業等で呼称の使用を一時的に制限することがあります。

(5) 呼称の表示場所及び費用負担

ア 看板の設置可能場所は別紙のとおりです。

看板の設置及び維持管理は、ネーミングライツパートナーの責任において行うこととします。

イ 看板の作成、設置及び維持管理並びに契約期間満了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。

設置の看板等により第三者に損害が生じた場合や施設に付けた呼称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任はネーミングライツパートナーが負うものとします。

看板の規格、設置時期等は、(4)に配慮した協議を行ったうえ、決定します。

ウ 道路標識の設置については、市と関係機関において設置の可否も含め検討します。道路標識の設置に係る費用は、市が負担します。

(6) 呼称の使用

ア ネーミングライツパートナー及び呼称の決定について、市のホームページ、広報紙等で公表し、総合体育館エントランスホール及び福山駅構内（ローズビジョン）のデジタルサイネージにより、総合体育館に関する情報や呼称の発信に努めます。

イ 市は、呼称の使用に努めるとともに、関係機関の協力を得て、その呼称が印刷物等へ表示されるよう努めます。

(7) ネーミングライツパートナーのメリット

ア ネーミングライツ使用期間中において、総合体育館を使用する場合、当施設の運営に支障のない範囲で、優先して予約することができます。ただし、優先予約回数は年間1回、予約日

数は連続2日間までとします。

イ その他、ネーミングライツを活用した提案がある場合は、協議により決定します。

4 応募の手続

(1) 申込書の受付

ア 方法

持参又は普通郵便により提出すること。

イ 期間

2019年(平成31年)2月1日(金)から2019年(平成31年)3月29日(金)まで(ただし、市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間、随時受け付けます(郵送の場合は期限内に必着させること。)

ウ 申込書の提出先

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市市民局まちづくり推進部スポーツ振興課(福山市役所本庁舎9階)

電話番号 084-928-1106(直通)

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりです。なお、提出された書類は、理由の有無にかかわらず一切返却しません(次のイ、ウ、カ及びキに掲げる書類は、申込書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。)

ア 福山市総合体育館ネーミングライツパートナー申込書(様式1)

イ 印鑑証明書(原本)

ウ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

エ 会社概要及び直近3か年の財務諸表

オ 役員名簿(様式2)

※暴力団を排除するため、広島県警察本部に照会します。

カ 福山市税の完納証明書(本市に納税義務のある場合のみ)

キ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 社会貢献活動の実績や今後の計画(任意様式)

(3) 募集要項等に関する質問及び回答

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

2019年(平成31年)2月1日(金)から2019年(平成31年)2月28日(木)まで

イ 受付方法

「質問票」(様式3)に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は電子メールで送付してください。この場合は、送信の事前又は事後に電話連絡をお願いします。

ウ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、2019年(平成31年)3月6日(水)までに、市のホームページにて公表します。

5 選定方法

(1) 選定方法

提出書類をもとに、福山市施設命名権者選定委員会において、ネーミングライツパートナー

としての適格性、呼称案、ネーミングライツ料等を総合的に判断してネーミングライツパートナーを選定します。

なお、応募が1者の場合でも、選定委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいか否かについて審査を行います。

(2) 評価項目

評価項目及び配点は、次のとおりです。

区 分	配点
ア 法人の適格性 ・ 経営状況、事業内容、社会貢献活動への取組など	30
イ 呼称 ・ 親しみやすさ、呼びやすさなど	20
ウ ネーミングライツ料 ・ 提案金額により段階的に加算	45
エ 呼称使用期間 ・ 提案期間により段階的に加算	5
合 計	100

(3) 選定結果の通知及び公表

ネーミングライツパートナー選定後、全ての応募者に文書で通知します。なお、ネーミングライツパートナーは、福山市ホームページ等で発表します。

6 契約の締結及び解除

(1) 契約の締結

市とネーミングライツパートナーは、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) 契約の解除等

ネーミングライツパートナー選定後に、本募集要項3の(1)の応募資格を欠くと認められる事実が明らかになったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、選定の取消しや契約の解除をすることがあります。その場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

7 問合わせ先

福山市市民局まちづくり推進部スポーツ振興課

(福山市役所本庁舎9階)

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話番号 084-928-1106 (直通)

ファクシミリ 084-928-1229

電子メールアドレス sports-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp